



レインフォレスト・アライアンス ラベル表示と商標に関する方針2020版 (第1.2版) について

本日の内容

- はじめに
- 商標の使用に際しての前提条件
 - 承認の手順
 - マーケットプレイス2.0の使用
- 認証マーク使用の資格条件
- 複数原料製品の「認証原料」の要件
- ラベル表示に際しての要件（特別なケース）
- ハーブおよびスパイス製品のラベル表示と要件
- 販促物
- その他注意点

はじめに

レインフォレスト・アライアンスは、2020年5月に新しい認証マークの使用を開始し、それに合わせて新しい「ラベル表示と商標に関する方針」を導入しました。ラベル表示プログラムを改善する努力を常に継続し、更新版として第1.2版（2022年5月更新）を発行しました。

第1.2版、1.1改定履歴では主な改定内容を以下のように示しています。

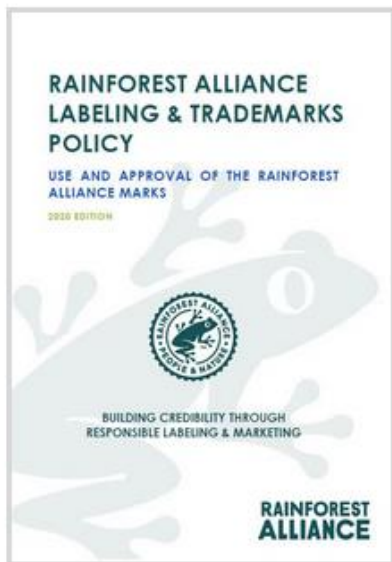
第1.2版 (2022年5月)	ラベル表示プログラムを改善する継続的な取り組みの一環として、いくつかの点で方針を改訂しました。主な変更点は、次のとおりです。 ● 複数原料製品のラベル表示の規則を変更し、「中心原料」の要件に代わるものとして認証原料の要件を導入しました。 ● 販促物での認証マーク使用に関する章を追加しました。 ● 森林製品のラベル表示に関する要件を更新しました。 ● ハーブおよびスパイス製品のラベル表示に関する要件を更新しました。2022年第4四半期からマスバランス調達を導入されることに伴う変更です。 ● 承認が必要となる素材に変更を加えました。 ● 一時的な供給不足の際の手順を更新しました。
---------------------------	--



はじめに

レインフォレスト・アライアンスの商標には、次のものが含まれます：

- a) レインフォレスト・アライアンス認証マーク（カエル不使用の認証マークを含む）
- b) レインフォレスト・アライアンスのフォレスト・アライズのマーク
- c) レインフォレスト・アライアンスのロゴ
- d) 「Rainforest Alliance（レインフォレスト・アライアンス）」の名称
- e) 「Rainforest Alliance Certified（レインフォレスト・アライアンス認証）」の表現



ラベル表示と商標に関する方針の補足資料として**レインフォレスト・アライアンスの認証マークのグラフィック・ガイドライン**が策定されており、このガイドラインは、参照を通じて本方針の一部とされています。



商標の使用に際しての前提条件

製品パッケージや販促物にレインフォレスト・アライアンスの商標を使用する組織は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

1. 有効な2020年版の使用許諾契約で、適用対象者に含まれていること。これは、独自に使用許諾契約を締結しているか、他社の使用許諾契約でサブライセンシーとして追加されていることを意味します。
2. サプライチェーンに適用される遵守要件（トレーサビリティ、流通過程管理など）を満たしていること。
3. 商標を公に使用し始める前に、マーケットプレイス2.0を介して正式な承認を受けていること。

<方針P8、1.3商標の使用に際しての前提条件>

商標の使用に際しての前提条件

ー 承認の手順

レインフォレスト・アライアンスの商標を公に使用する際は必ず、印刷や発行に先だって承認を受けなければなりません。製品パッケージ、販促物、そのほかレインフォレスト・アライアンス認証製品やレインフォレスト・アライアンスとの協力関係・支援関係をB2CとB2Bの両方の目的で訴求するあらゆる情報発信に対して適用されます。

※承認の有効期間は、マーケットプレイス2.0でオンライン承認を受けてから**2年間**。更新を申請しなかった場合は、そのまま失効。オリジナルのデザインや文言に変更を加えた場合は、新規の承認申請となる。

- ✓ 承認までの所要時間：申請は通常5～10営業日以内の審査。ただし10営業日以内に承認されるわけではありません。審査と承認に十分な時間を取ってください。
- ✓ 素材の準備（注意：最終かつ、関連ページを網羅したファイル、素材の翻訳版の準備）
- ✓ 素材・申請書の提出：承認の申請はマーケットプレイス2.0を使用。申請書の作成のための準備と申請書記入、資材の添付



商標の使用に際しての前提条件

ー マーケットプレイス2.0の使用

1. Organization Profileの設定

1-1 Suppliers & Clientsの登録 : Organization profile > Suppliers & Clients > New > 必要事項入力しSave

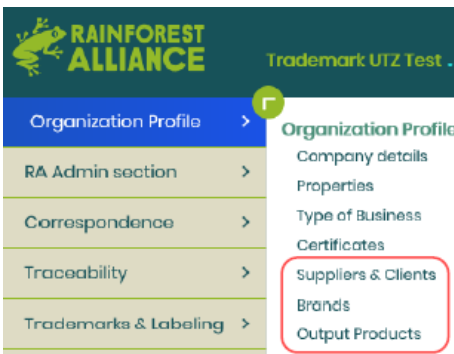
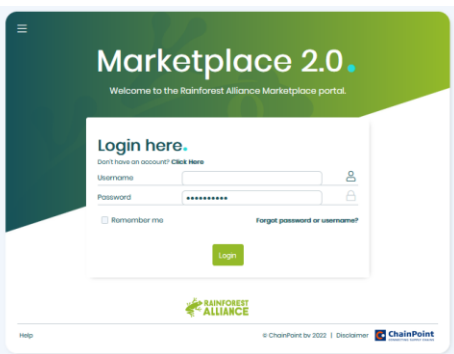
1-2 (該当する場合)Brandsの登録 : Organization profile > Brands > Add Brands > 必要事項を登録しSave

1-3 Output Products (製品)の登録 : Organization profile > Output Products > Products > 製品情報を正しく反映した情報の登録 > Save

※Output Productsは登録し商標使用申請などに使用されると登録内容の修正はできません。修正が必要な場合は新規作成が必要です。

※通常、不要となったOutput ProductsについてはDiscontinued dateを入力することが可能です。

※Output ProductsのAssociated Claimの「%from Certified farms」は原料の認証含有率を入力するものです。複数の認証原料が含まれる場合、その原料が製品に占める割合を記入するものではありません。



Associated claim

Crop	Type of traceability ⓘ	Country	% from Certified farms ⓘ
------	------------------------	---------	--------------------------



商標の使用に際しての前提条件 ー マーケットプレイス2.0の使用

2. 商標使用申請書の作成と提出

Trademarks & Labelling > Approval requests > Request > 申請書の記入と商標使用申請が必要な素材の添付> Send



※商標使用申請書の使用認証マークの選択は正しく行うようにしてください。New Rainforest Alliance certification sealが新しい認証マークを指します。

Select the mark used in your material ⓘ

☐ New Rainforest Alliance certification seal ☐ UTZ logo ☐ Legacy Rainforest Alliance Certified™ seal ☐ Rainforest Alliance logo

☐ No Seal

Seal color

Launch date ⓘ

Indicate the product(s) this design is for

Purpose of the material

Distribution countries ⓘ

Comment

Supporting file as needed - not part of

Which languages are used on the material

New Rainforest Alliance certification seal
The new certification seal announced in May 2020. It can be used on-pack and off-pack beginning on September 1, 2020. For more see ra.org/seal

Rainforest Alliance Certified™ seal
The legacy "green frog" certification seal released in 2007. It can be used on-pack and off-pack.

UTZ labeling logo
The legacy UTZ flag logo that can be used on-pack and off-pack.

Rainforest Alliance logo
The Rainforest Alliance organization logo, which can be used in limited circumstances and only off-pack.

None
Select this option if your material refers to the Rainforest Alliance or UTZ but doesn't use any of our seals or logos.

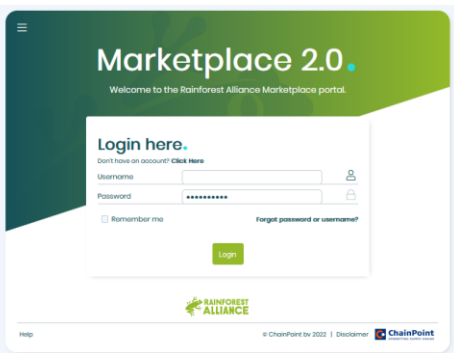


商標の使用に際しての前提条件 ー マーケットプレイス2.0の使用

以前よりマーケットプレイスを使用して商標使用申請を行っていた企業の皆様

2020認証プログラムに対する認証/認可、ライセンスを取得するとマーケットプレイスに新認証に紐づくマーケットプレイスアカウントが作成されます

(マーケットプレイスでの社名が次のように表示されます:XXX Co., Ltd.-[RA_000000000000])
新アカウントのログイン設定についてはRACPから行います。



- RACPログイン (https://portal.ra.org/RA_Certification_Theme/Login) > ラベルと商標 > Access Marketplace2.0のボタンをクリック > 登録メールアドレスに設定に関するお知らせメールが届くので案内に従い設定。
 - 新アカウントですので以前のマーケットプレイスのアカウント情報は引き継がれません。新規で必要項目を登録してご使用ください。

Labeling & Trademarks

Each unique, public material with the Rainforest Alliance name, seal and/or UTZ logo needs to be uploaded for review and approval on Marketplace prior to being printed and/or launched on the market.

How to submit Labeling & Trademarks requests:

- 1 Log on to Marketplace 2.0**
When you visit Marketplace for the first time, please use the login details that have been shared with you by email.

- 2 Create a new brand*** by clicking on "Organization Profile" in the left sidebar and select "Brands", then "Add Brand". Fill out the required information and click "Save"

You may find more information via the options below. If you require additional support, please contact us.

[Contact Customer Success](#)

Materials & FAQs

Once you log into your Marketplace account you will find the "RA 2020 Materials" and the "RA 2020 FAQs" under the "Help" tab on the left-hand side.

User Guide

This document is a step-by-step guide on how to create and submit the labeling & trademark requests in Marketplace. This can also be found under the "Help" tab by clicking "RA 2020 Materials" on the left-hand side in Marketplace.

認証マーク使用の資格条件

単一原料製品、複数原料製品は次の**いずれか**を満たしていれば、認証マークを使用する資格があります。

レインフォレスト・アライアンス認証原料の**物理的な含有率**（同一性保存（IP）または完全分離（SG）のサプライチェーンで調達）が**90%以上**である。

（※パーム油、ハーブ類・スパイス類のIP、SG調達方法を除きます）

または、

100%に相当する同等認証数量を**マスバランス・サプライチェーン**を介してレインフォレスト・アライアンス認証農場から購入している（マスバランス調達を選ぶことのできる作物には、カカオ、パーム油、ヘーゼルナッツ、花卉、加工済み果物（ジュース、ピュレ、ココナッツ油を含む）、ハーブ類・スパイス類、ルイボスがあります）。

- 2022年第4四半期以降、マスバランスの選択肢が、レインフォレスト・アライアンス2020基準またはUEBT/レインフォレスト・アライアンスの要件に照らして認証されたハーブ類、スパイス類、ハーブティーの原料（方針付録Bに記載）、ルイボスに導入されます。

付録B：作物または原材料の品目表

複数原料製品の「認証原料」の要件

複数原料製品のラベル表示の規則を変更し、「中心原料」の要件に代わるものとして「**認証原料**」の要件を導入しました。

これまでの「中心原料」の要件

認証マークの使用資格を得るためには、まず最初に、複数原料製品に含まれる原料のうちの1つを「中心原料」に指定しなければなりません。

「中心原料」の定義

要件	例
1. <u>製品レシピ全体</u> の30%以上を占める原料。	ジュース、スムージー、もしくはハーブティーのティーバッグに使用される、リンゴ、パイナップル、バナナ等。
	もしくは
2. 製品名および/または包材前面のイメージ画像に含まれている原料。	包材前面に描かれている、「フレンチバニラアイスクリーム」に使用されるバニラ、「ココアバター・リップクリーム」に使用されるカカオ、「マルチビタミンジュース」に使用されるオレンジ
	もしくは
3. 製品の製造に不可欠な原料。	ジンジャークッキーに使用されるショウガ、アイスティー飲料に使用される茶葉、ヌガー菓子に使用されるヘーゼルナッツ

注: 上記要件3に該当するデザインは「不可欠」の判断が主観的に成り得るため、承認については通常より時間を要する場合があります。カカオについてはチョコレート製品の不可欠な原料とします。

複数原料製品の「認証原料」の要件

新しい「認証原料」の要件

バナナ、カカオ、コーヒー、ヘーゼルナッツ、茶類を含んだすべての複数原料製品で認証マークを使用するには、これらの作物（その作物から作られた原料が含まれます）のうち**少なくとも1つがレインフォレスト・アライアンス認証でなければなりません**（当該作物のラベル表示に関する含有率または調達方法の資格条件が適用されます）。

上記の5つの作物から作られた原料を含んでおらず、他の認証作物を含んでいる複数原料製品は、その認証作物の使用を示すためにレインフォレスト・アライアンス認証マークを使うことができます（当該作物のラベル表示に関する含有率または調達方法の資格条件が適用されます）。

複数原料製品で、認証マーク使用の資格条件を満たす認証作物を複数含んでいる場合は、どの認証作物をパッケージにラベル表示するかを選択することができます。

複数原料製品の「認証原料」の要件

例：新しい認証原料の要件と認証マーク使用資格条件

製品の例	レインフォレスト・アライアンス認証作物	認証マーク使用の資格条件
チョコレートチップ・クッキー (原料にカカオとバニラ)	カカオとバニラ	カカオとバニラに関して認証マークを使用可 カカオのみにに関して認証マークを使用可 バニラのみにに関して認証マークを使用可
	カカオ	カカオに関して認証マークを使用可
	バニラ	認証マークは使用不可: 認証原料の要件があるため、認証マーク使用の資格条件を満たすには、カカオがレインフォレスト・アライアンス認証でなければなりません。
カプチーノ・ドリンク(原料にコーヒーとカカオ)	コーヒーとカカオ	コーヒーとカカオに関して認証マークを使用可 コーヒーのみにに関して認証マークを使用可 カカオのみにに関して認証マークを使用可
	コーヒー	コーヒーに関して認証マークを使用可
	カカオ	カカオに関して認証マークを使用可

複数原料製品の「認証原料」の要件

次の複数原料製品で認証マークが使用できる場合はA～Cのどれでしょうか（複数選択可）？

スムージー（バナナ、パイナップル、牛乳）

- A) パイナップルのみが認証原料
- B) バナナのみが認証原料
- C) バナナとパイナップルが認証原料

答え：**BとC**

バナナは認証原料要件の5つの作物に含まれるので、バナナは必ず認証原料である必要があります。

アールグレイ紅茶（紅茶、ベルガモット香料）

- A) 紅茶のみが認証原料
- B) 紅茶とベルガモットが認証原料
- C) ベルガモットのみが認証原料

答え：**AとB**

紅茶は認証原料要件の5つの作物に含まれるので、紅茶は必ず認証原料である必要があります。

チョコレートがけコーヒー豆（コーヒー、チョコレート）

- A) コーヒーとカカオが認証原料
- B) カカオのみが認証原料
- C) コーヒーのみが認証原料

答え：**すべて（A,B,C）**

コーヒー、カカオともに認証原料要件の5つの作物に含まれます。

複数原料製品の「認証原料」の要件

新しい「認証原料」の要件適用開始日と移行期間

- **2022年6月1日から適用**
- **2022年6月1日から2022年11月30日までを移行期間**として以下のよう
に定めています。
 1. 新しい要件を満たす商標使用の申請を、この6か月間に提出して承認を受けることができます。
 2. 以前の「中心原料」の要件を満たす商標使用の申請も、この6か月間に提出して承認を受けることができます。
 3. 以前の「中心原料」の要件に基づいて取得した承認は、その承認の有効期間にわたり、またはオリジナルのデザインが変更されるまでの間、有効と見なされます。その後は、新しい要件を満たす必要があります。
 4. 6か月間の移行期間後に提出する素材で認証マークを使用するには、新しい要件を満たす必要があります。

ラベル表示に際しての要件（特別なケース）

- **複数梱包製品**：個別包装のアイテムや小型のパッケージをいくつか組み合わせ、1つの製品として販売される製品。

マーク使用の資格条件を満たす複数梱包製品は、**中に含まれるアイテムや小型のパッケージのすべてがレインフォレスト・アライアンス認証であれば、最も外側のパッケージの表面に認証マークを表示することができます。**この表示に際しては、第2章で規定されたラベル表示に際しての要件（単一原料製品、複数原料製品）が適用されます。

例：複数梱包のアイスクリーム

様々な種類のアイスクリームを1箱
に詰め合わせた製品



カカオ

複数梱包

すべてのカカオ原料が認証製品ではないため、
認証マークは使用できません。

ストロベリー＆ バニラ：	マンゴー＆バ ニラ：	チョコレート＆ バニラ：	ストロベリー＆ チョコレート：
認証原料で ないココアパ ウダーを使用	カカオ原料は 不使用	認証原料のコ コアバターと ココアパウ ダーを使用	認証原料のコ コアパウダー を使用

複数梱包製品に含まれる個別のアイテムまたは小型のパッケージのいずれか1つにでもレインフォレスト・アライアンス認証でないものがある場合は、この複数梱包製品に認証マークを表示することはできません。

ただしその場合も、原材料名欄では上付き文字の記号を使って認証原料を明示し、その末尾に「レインフォレスト・アライアンス認証」および「ra.org/ja」の文言を記載することができます。

複数梱包製品に含まれる個別のアイテムや小型のパッケージは、含有率または調達方法の資格条件を満たしているかぎり、なおも認証マークを表示することができます。

ラベル表示に際しての要件（特別なケース）

- シェルフレディ・パッケージング：品出し用のトレイや開封した状態の箱（シェルフレディ・パッケージング）

品出し用のトレイや開封した状態の箱（シェルフレディ・パッケージング）に個別のアイテム（例：アボカド）やパッケージ入りの製品（例：チョコレートクッキー）が梱包されている場合は、
その梱包に含まれる個別のアイテムまたはパッケージ入りの製品が認証マーク使用の資格条件を満たしているかぎり、認証マークを表示することができます。
この表示に際しては、第2章で規定されたラベル表示に際しての要件（単一原料製品、複数原料製品）が適用されます。
ただし、ウェブサイトへのリンクの記載には例外があり、シェルフレディ・パッケージングと個別のアイテムまたはパッケージ入りの製品の両方が消費者に見える場合は、少なくともどちらか片方にURLを記載することが要件となります。

付録B：作物または
原材料の品目表

ハーブ＆スパイス製品のラベル表示

認証マーク使用の資格条件—含有率/調達方法

SGまたはIPのサプライチェーンで調達されたハーブ類・スパイス類を含む製品：認証原料の物理的な含有率がラベル表示の承認時点で**付録B**に規定された最低認証含有率に達していれば、レインフォレスト・アライアンス認証マークを使用することができます。

含有率の引き上げ計画：

	2020年から 2021年12月31日まで	2022年1月1日から 2025年12月31日まで	____以降
最低認証含有率	40%	50%	

もしくは

100%に相当する同等認証数量をマスバランス・サプライチェーンを介してレインフォレスト・アライアンス認証農場から購入している。

※**2022年第4四半期以降**、レインフォレスト・アライアンスは、品目表に規定されたハーブ類・スパイス類にマスバランス調達の選択肢を提供します。

ハーブ & スパイイス製品のラベル表示

複数原料製品、新しい「認証原料」の要件（2022年6月1日から適用）

ハーブ類、スパイス類、ルイボス、および他のハーブティーの複数原料製品で、**バナナ、カカオ、コーヒー、ヘーゼルナッツ、茶類**を含んでいる場合、認証マークを使用するには、これらの作物（その作物から作られた原料が含まれます）のうち**少なくとも1つがレインフォレスト・アライアンス認証でなければなりません**（当該作物のラベル表示に関する含有率または調達方法の資格条件が適用されます）。

上記の5つの作物から作られた原料を含んでおらず、他の認証作物を含んでいる複数原料製品は、その認証作物の使用を示すためにレインフォレスト・アライアンス認証マークを使うことができます（当該作物のラベル表示に関する含有率または調達方法の資格条件が適用されます）。

複数原料製品で、認証マーク使用の資格条件を満たす認証作物を複数含んでいる場合は、どの認証作物をパッケージにラベル表示するかを選択することができます。

ハーブおよびスパイス製品のラベル表示に際しては、次の例外があります。

1. 製品の総重量に占めるカカオ、コーヒー、茶類、ヘーゼルナッツ、バナナの割合が3%未満の場合は、上記の要件は適用されません。
2. ハーブ類、スパイス類、ルイボスを含んだブレンドティーやインフュージョンでアロマのキャリアとして茶葉が使われている場合は、上記の要件は適用されません。

ハーブ & スパイイス製品のラベル表示

例：新しい認証原料の要件と認証マーク使用資格条件

製品の例	レインフォレスト・アライアンス認証作物	認証マーク使用の資格条件
ブレンドティー（原料に茶類とシナモン）	茶類とシナモン	茶類とシナモンに関して認証マークを使用可 茶類のみに関して認証マークを使用可 シナモンのみに関して認証マークを使用可
	茶類	茶類に関して認証マークを使用可
	シナモン	茶類の含有率が3%未満、またはアロマのキャリアとして茶類が使われている場合のみ、シナモンに関して認証マークを使用可
フルーツ・インフュージョン（原料にリンゴとローズヒップ）	リンゴとローズヒップ	リンゴとローズヒップに関して認証マークを使用可 リンゴのみに関して認証マークを使用可 ローズヒップのみに関して認証マークを使用可
	リンゴ	リンゴに関して認証マークを使用可
	ローズヒップ	ローズヒップに関して認証マークを使用可

販促物

ーウェブサイト、店頭表示、カタログ、会社に関する資料など

認証製品を訴求する、または認証に関連した表明を行う製品パッケージ以外の資材での認証マーク使用にはレインフォレスト・アライアンスのグラフィック・ガイドラインと以下のラベル表示要件に遵守してください。

- ✓ **認証マーク**：製品パッケージでの表示方法（作物名の記載の有無など）に準拠し、かつ訴求するレインフォレスト・アライアンス認証製品の近くに配置します。
- ✓ **ウェブサイトへのリンク**：消費者向けのすべての素材にレインフォレスト・アライアンスのウェブサイトへのリンク（www.rainforest-alliance.org/jaまたは省略形のra.org/ja）を記載します。
- ✓ **独立した立場**：独立した立場のマークであることを明らかにして、レインフォレスト・アライアンスが広告主やブランドだと受け止められることが決していないようにします（例えば、マークの大きさや配置に注意します）。

ウェブサイト・プレスリリースでの認証マーク使用時は、レインフォレスト・アライアンスや具体的なレインフォレスト・アライアンス認証製品に言及している説明文の箇所に認証マークを配置します。

販促物

ーウェブサイト、店頭表示、カタログ、会社に関する資料など

会社に関する資料：例）年次報告書、会社案内、従業員向けの資料、研修資料、農場の看板、そのほかサプライヤーや顧客を対象とした業務上のあらゆる情報発信が含まれます。

注：不正確な情報が外部に伝わるリスクを回避するため、社内研修や社内広報を目的とした資料も、提出して承認を受ける必要があります。

認証マークを使用する際は、事業者名や製品のブランド名と誤解され得るような場所に表示したり、レインフォレスト・アライアンスに関係しない取り組みの保証をほのめかすような方法で表示しないように十分注意してください。

❖ 認証マークが使用できない会社に関する資料：

請求書、配達伝票、社用箋、名刺、メールの電子署名など

その他注意点

- ・ 商業関係においてのみ共有されるB2Bの素材で商標を使用する場合には、承認は不要。

レインフォレスト・アライアンスの商標を公に使用する際は必ず承認が必要ですが、製造業者間の販売に関してのみ使用される卸売用パッケージ、取引業者間の販売のみで使用されるコーヒーの麻袋については承認不要です。

ただし、B2Bの素材でも承認の必要なものがあります。業者間で使用されるコーヒーの麻袋が店頭に並び広く一般の目に触れる場合や、B2Bカタログ、限定公開であってもオンラインで商標が使用される場合などは承認が必要です。

- ・ 正しくレインフォレスト・アライアンスや認証に関して発信。

✖ 「レインフォレスト・アライアンスは環境団体です」
✖ 「基準に準拠すると認められた農園はレインフォレスト・アライアンスによって認証が与えられます」

レインフォレスト・アライアンスの承認の手順は商標がどのように使用されているかを確認し、サステナビリティや認証などに関する説明に対してフィードバックを提供しますが、認証数量や生産地などを含めた文言や表明を確認するわけではありません。表明の正確さと信頼性を確認する責任はパートナー組織の皆様に課せられています。

その他注意点

よくある認証マークの間違った使用例

- ✕ 認証マークのCore green on a transparent background, Black on a transparent background, white on a transparent background に背景を追加する。
- ✕ 認証マークやその他当団体の商標が他の認証ロゴや会社/ブランド名、会社/ブランドロゴより優勢に貼付、記載される。
- ✕ その他NGな使用例



有益なリンクと資料

資料

- [レインフォレスト・アライアンス ラベル表示と商標に関する方針\(第1.2版\)](#)
- [レインフォレスト・アライアンス グラフィック・ガイドライン](#)

リンク

- 商標使用申請プラットフォーム：[Marketplace2.0](#)
- [レインフォレスト・アライアンスを説明する文例集](#)
- [レインフォレスト・アライアンスについて伝える方法](#)

本日の説明会の録画とプレゼンテーション資料については[こちら](#)に掲載予定です。
今後のオンライン説明会（グローバル向け）の予定は[こちら](#)で確認いただけます。

ご質問は、customersuccess@ra.orgまで。

質疑応答

質疑応答（ビデオ録画と同じ）

	質問	回答
1	デザイン承認有効期間が切れる際は、メールなどで通知がありますでしょうか？	通知はありません。認証マーク使用申請書で有効期限を確認し、必要に応じて更新を行ってください。
2	新規認証を保有の場合は必ずRACPからの登録が必要ですがいままでのマーケットプレイスからは不可になりますか？	新認証をお持ちの場合は、RACPから新しいアカウントに紐づく形で申請してください。
3	本日の資料を配布いただきたいです。	録画と資料は後ほどウェブサイトで公開し、リンクをご連絡いたします。
4	最終製品を仕入れ、消費者に販売しています。NB品をウェブ上で販売し、商品ページ（商品紹介）の中で「レインフォレスト・アライアンス認証」等の記載（マークではなく文字）をする場合も、マーケットプレイス上で他ブランドの情報登録と商標使用申請をすることになるのでしょうか？NB品は当社としてはトレーサビリティの管理対象ではないので、商品ページでの商標使用は不可なののでしょうか？	商標には文字での「レインフォレスト・アライアンス認証」も含まれますので、使用申請が必要です。NB品でも商標使用は可能ですが、使用申請を必ずしてください。
5	社内教育用に教育代表者が教育資料を作成し、RFAに関する教育を実施（＊必ず社外に資料が出ないように教育対象者に告知する）する場合であっても、申請が必要という事でしょうか？	はい、内容に間違いがないかどうかの確認が必要ですので、申請が必要です。
6	RACPからマーケットプレイス2.0アカウントを再取得するとのことでしたが、今まで使用していたマーケットプレイス2.0アカウントは削除等が必要でしょうか。放置で良いのでしょうか。	旧アカウントの削除は必要ありません。
7	「認証書」や「カエルマークのついた認証製品の写真」を社内でも共有（社内報など）する場合も承認申請が必要でしょうか？	認証書、認証製品の写真などは、既に商標使用申請がされているので、その写真の二次使用についての申請は、別途レインフォレスト・アライアンス認証に関する文言や認証マーク使用がなければ、申請は不要です。

RAINFOREST ALLIANCE